

- 第1条 本会は、サーフ安全協力会(以下単に協力会という)と称し、本部並びに事務局を株式会社サーフ内に置く。
- 第2条 本会の会員は、サーフの工事に携わる工事業者及び材料納入業者の全てとする。
①入会は、サーフと工事請負契約成立並びに発注した時点
②退会は、工事請負が完了した時点とするが、再度契約予定業者はこの限りではない。
- 第3条 協力は、会社並びに会員相互の親睦を図り、サーフ作業所内の安全衛生に関する計画及び実施に協力し、作業所における災害を防止して、品質・コスト・工程・安全・環境の徹底管理に協力することを目的とする。
- 第4条 協力会には、次の役員を置く。
- | | | | |
|-------|-----|-----|----|
| 顧問・幹事 | 若干名 | 相談役 | 1名 |
| 会長 | 1名 | 副会長 | 2名 |
| 会計監査 | 1名 | 会計 | 1名 |
- 第5条 協力は、顧問の推薦並びに会員の相互の互選により、会長・副会長・会計監査を選出する。
- 第6条 協力の役員の会務は、下記の通りとする。
・顧問は、会の運営について助言する。
・会長は、会を統率し会務を統括する。
・副会長は、会長を補佐し、会長に支障ある時は、会長職務を代行する。
・会計監査は、会計の監査をする。
・相談役は、サーフの方針等を伝達し本会の方向付けを進言する。
- 第7条 役員の任期は、**総会承認後の8月1日より**、2年とする。
但し、再選・重任を妨げない。役員に欠員が生じ補充を必要とする場合、補充された役員の任期は、前任者の残存期間とする。(※別紙役員名簿による)
- 第8条 総会は、年1回(会期終了後のサーフ安全大会日)召集する。
会期は、6月1日より、5月31日までとし、総会は会員全てで構成し、過半数の出席により成立する。
総会の議長は会長が当たる。
- 第9条 総会は、次の事項について審議する。
①収支報告及び予算案の審議決定
②役員を選出
③その他、重要事項の審議決定
総会の議決は、出席人数の過半数を以って決定とする。
- 第10条 役員会は、会長・副会長・会計監査を以って構成し、必要に応じて召集し、総会において決定された事項及び会則に基づき、会の運営並びに会務の執行に当たる。

第11条 協力は、目的達成のために次の事業を行う。

- ①安全パトロール巡回
- ②安全衛生推進大会
- ③親睦会
- ④その他目的達成のため、必要と思われる事業

第12条 協力の活動に必要な費用は、次の「会費の料率表」に乗じた金額を会員の毎月支払金より毎月納入し、会がこれを受領する。

(会費の料率表)

種類	備考	料率
1種	材料納入関係協力業者	5/1000(0.5%)
2種	協力会社全般	7/1000(0.7%)

- サーフからの補助金として、親睦会等その都度費用を決定し、徴収する。

第13条 協力会費において、次の事業を行う。

- ①安全パトロール巡回費用
- ②安全衛生推進大会費用
- ③労災上乗せ保険費用(作業者)
- ④各現場安全啓発費用
- ⑤アフターメンテナンス点検費用
- ⑥各種講習・特別教育実施費
- ⑦親睦会費用(その都度一部費用を決定し徴収することがある。)
- ⑧会員(会社・事業主)並びにサーフの役職員の慶弔費用
→別添『慶弔見舞金運用規程』による

第14条 協力会会則の改廃は、総会によって審議決定する。

第15条 本協力会会則は、平成20年8月1日より、実施する。

(改訂施行 平成26年6月1日より)
(改訂施行 平成29年6月1日より)
(改訂施行 平成30年6月1日より)
(改訂施行 平成30年12月1日より)
(改訂施行 令和元年6月1日より)
(改訂施行 令和3年6月1日より)
(改訂施行 令和5年6月1日より)

以上

◆協力会役員名簿

(令和5年度)・・・任期:令和5年8月1日～令和7年7月31日

会 長	(株)ジプコン	代表取締役	森 栄二	金物
副 会 長	(株)ティーエム	代表取締役	宮本 健	タイル
副 会 長	(株)新成	代表取締役	新井 剛	足場
幹 事	輝龍(株)	工事部部长	宮寺 崇行	タイル
幹 事	(株)K's塗装	代表取締役	清田 和人	塗装
幹 事	ヒカリアート(株)	代表取締役	石川 啓	リース
幹 事	(株)クニテック	代表取締役	國井 義和	洗浄クリーニング
幹 事	(株)中山架設工業	代表取締役	中山 明彦	足場
幹 事	(株)雅工業	代表取締役	門脇 雅宣	防水
会 計 監 査	(有)タクト	代表取締役	佐久間 一弘	防水
相 談 役	(株)サーフ	代表取締役	古川 文仁	
顧 問	(株)サーフ	取 締 役	宮澤 秀邦	
顧 問	(株)サーフ	部 長	高張 征雄	管理事業本部
顧 問	(株)サーフ	マネージャー	熊原 健二	SQ管理部
顧 問	(株)サーフ	マネージャー	依田 貴信	工事部
顧 問	(株)サーフ	マネージャー	遠藤 潤一	工事部
顧 問	(株)サーフ	リ ー ダ ー	吉井 彰	安全管理課
会 計	(株)サーフ	マネージャー	古川 千明	総務部

※会長・副会長2名・会計監査1名・相談役1名・会計1名・幹事・顧問数名を選任

◆慶弔見舞金運用規程

(目的)

第1条 この規程は、慶弔見舞金について定めたものである。

(適用範囲)

第2条 この規程は、協力会会員(会社事業主)及びサーフ役職員とする。

(慶弔見舞金の種類及び支給額等)

第3条 慶弔見舞金の種類及び支給額等は、下記のとおりとする。

(1) 死亡弔慰金…死亡したとき(本人の場合は、遺族へ、支給とする。)

① 会員事業主及びその配偶者・扶養する子・父母 → 香典 10,000円

② サーフ役職員及びその配偶者・扶養する子・父母 → 香典 10,000円

③ 葬儀の際には、『サーフ安全協力会』名の花輪又は生花を供し、協力会会長と副会長にて、弔電の可否を決定する。

(2-1) 傷病見舞金…業務上(サーフの現場)の傷病により、7日以上入院をする場合

① 会員事業主及びその役職員 → 見舞金 10,000円

② サーフ役職員 → 見舞金 10,000円

(2-2) 傷病見舞金…業務外の傷病(私傷病)により、7日以上入院をする場合

① 会員事業主 → 見舞金 10,000円

② サーフ役職員 → 見舞金 10,000円

(3) 結婚祝金…結婚したとき(但し、再婚の場合は、半額とする。)

① 会員事業主 → 祝金 10,000円

② サーフ役職員 → 祝金 10,000円

③ 結婚式の際には、『サーフ安全協力会』名にて、電報を送る。

(訃報)

第4条 協力会会員及びサーフ役職員にて、訃報を知りえた場合は、速やかに協力会役員に詳細(日時・葬儀会場等)を報告し、サーフ安全協力会としての訃報を作成する。作成後、クラウドに入れ、サーフ役職員は、速やかにFAX等にてその訃報を協力会会員へ流すこととする。

ただし、サーフ役職員関係の場合は、株式会社サーフとしての訃報とする。

(付則) この規程は、平成29年6月1日より施行する。